

# 1 来署される方々への親切的対応

来署される方、電話等でお問い合わせされる方に対しては、親切丁寧な対応を心がけ、明るく親しみやすい組織となるよう努めます。

# 2 働く方々が健康かつ安全で明るく働くことのできる職場づくりをめざして

働く方々が健康かつ安全で明るく働くことのできる職場づくりこそが、事業発展の基本であり、そのためあらゆる支援を積極的に実施します。

# 3 最低基準を遵守しない事業者には厳正に対応

賃金不払いをはじめ関係法令を遵守しない悪質な事業者に対しては、刑事処分も含め、厳正に対応します。

# 4 労働災害で被災した労働者の救済

労働災害で被災した労働者や、その遺族に対して迅速かつ公正な保険給付を行います。

## 重点対策

労働基準行政は、心身ともに健康でゆとりある勤労者生活の実現を基本的な使命としており、当署はこの使命に基づき厚生労働省の地方部局のひとつである東京労働局の第一線機関として、働き方改革の推進、労働条件確保・改善対策、労働者の安全と健康確保対策、労災補償対策を重点として位置づけ、本年度は以下の対策に取り組みます。

### 1 働き方改革の推進、労働条件確保・改善対策

労働環境は変化していますが、長時間労働や不適切な労働時間管理などの情報は依然寄せられています。

このような情報に対して、長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止の徹底、法定労働条件の確保などに取り組みます。

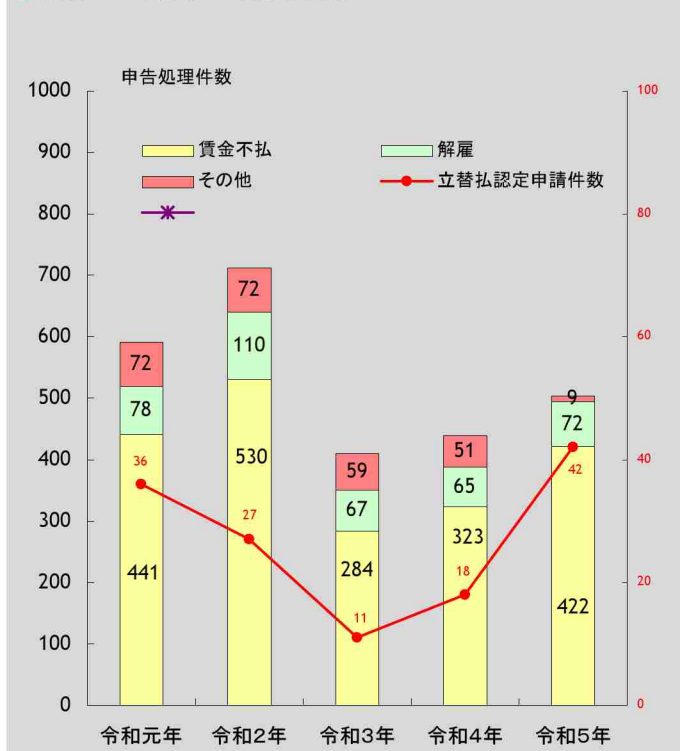
また、改正労基法等の周知・支援のため、中小企業及び令和6年4月より時間外労働の上限規制の適用を受けることになった建設の事業、自動車運転の業務、医業に従事する医師を対象に、事業者向けの説明会や個別訪問等を実施します。

また、法違反が疑われる事案については、優先的に監督指導を実施し、迅速かつ的確な処理に努めます。

上記状況を踏まえ、以下の事項を中心に取り組みます。

- ▶ 1. 改正労基法等に基づく長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止
- ▶ 2. 中小企業及び令和6年度適用開始業務等の事業場に対する丁寧な対応を含めた一般労働条件確保・改善対策

●グラフ1 申告等への対応状況



### 2 労働災害防止対策

「第14次労働災害防止計画」(2023年度～2027年度)に基づく目標として

- ▶ 1. 死亡災害 1人以下
- ▶ 2. 休業4日以上の死傷災害 865人以下 (第13次防計計画期間最終年である2022年のコロナ感染症り患者を除いた死傷者数に対して2027年に5%以上減少させる。)
- ▶ 3. 労働者の健康確保対策及び快適職場の形成の促進

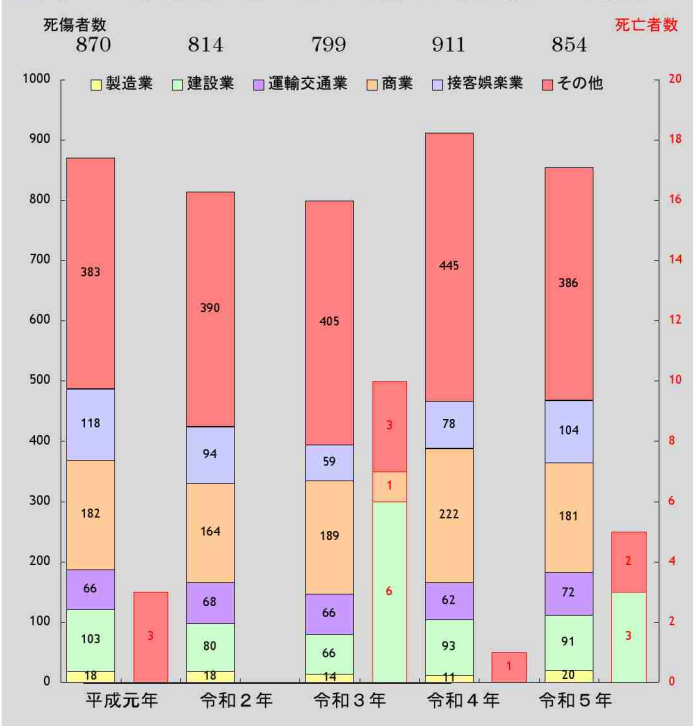
を掲げて推進します。

第14次労働災害防止計画に基づき以下の対策を重点に労働災害の減少に向けて取り組みます。



- ▶ 1. 建設業及び第三次産業(小売業・社会福祉施設・ビルメンテナンス業・警備業)における労働災害防止対策の推進
- ▶ 2. 転倒災害防止対策の推進
- ▶ 3. 高齢労働者への労働災害防止対策の推進(「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく取組の推進)

●グラフ2 労働災害の発生状況 (労働者死傷病報告による件数)



### 3 健康確保対策

長時間労働等に起因した過重労働による脳・心臓疾患、精神疾患(過労自殺)等の課題が生じており、労働時間に対応した健康管理・メンタルヘルス等の適切な対策が求められています。

また、定期健康診断結果報告によれば、何らかの所見を有する労働者の割合が約半数を超えている状態が続いています。

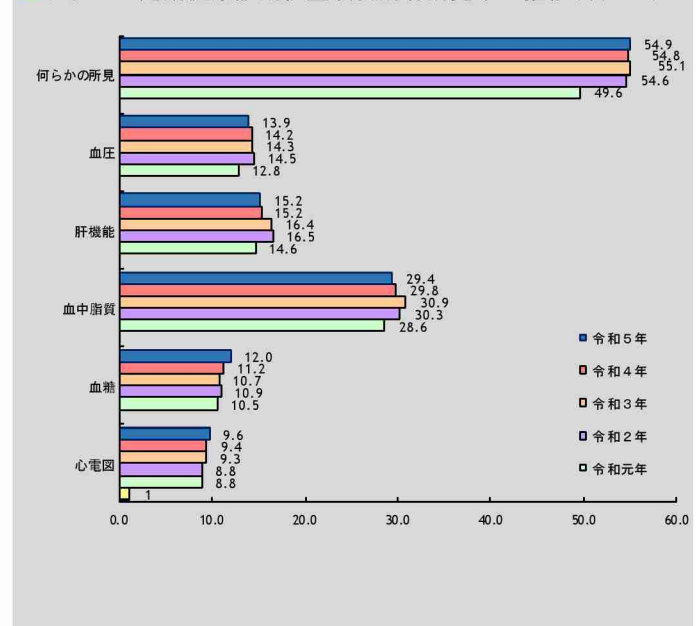
さらに、腰痛等の負傷に起因する疾病や、熱中症、一酸化炭素中毒、酸素欠乏症等の職業性疾病が繰り返し発生しています。

加えて、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止も重要となっています。

このため、過重労働による健康障害の防止、健康保持増進等を図るために、次の事項を積極的に取り組みます。

- ▶ 1. 過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策の徹底
- ▶ 2. 化学物質による健康障害の防止
- ▶ 3. 石綿による健康障害防止対策の推進
- ▶ 4. 熱中症予防対策の取組の徹底 (「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」の周知)
- ▶ 5. 腰痛予防対策の推進(「腰痛予防指針」の周知指導)
- ▶ 6. 職場における新型コロナウイルス感染症対策
- ▶ 7. 衛生管理者や産業医の選任による衛生管理体制の確立

●グラフ3 定期健康診断検査項目別有所見率の推移(単位%)



### 4 労災補償対策

労災保険は、業務上災害や通勤災害で被災した労働者やその家族の生活を補償することを目的とし、労働者が安心して治療に専念し、早期に職場復帰ができることを目指す制度です。

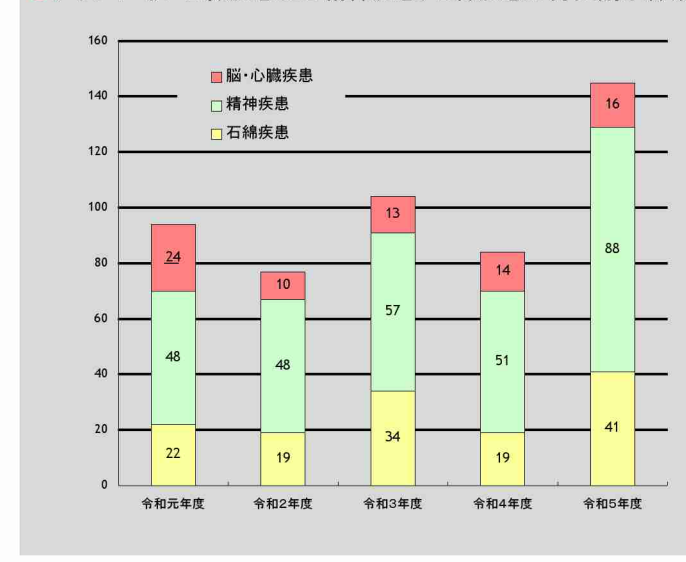
そのため、次の事項について積極的に推進します。

- ▶ 1. 過労死等事案に係る的確な労災認定
- ▶ 2. 迅速かつ公正な労災保険給付
- ▶ 3. 被災労働者の早期社会復帰のための支援
- ▶ 4. 労働保険の未手続事業場の解消

●表 労災保険給付の状況(令和5年度)

給付種別	件数	金額
療養(補償)給付		
業務災害	31,569	1,533,626,248
通勤災害	13,052	780,027,064
休業(補償)給付		
業務災害	4,083	795,585,418
通勤災害	1,029	158,103,381
障害(補償)給付(一時金)		
業務災害	61	91,608,200
通勤災害	34	55,945,176

●グラフ4 脳・心臓疾患及び精神疾患、石綿疾患の労災請求件数



労働基準監督署に対する届出などについて

労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等においては、各種の届出などに関する定めが置かれています。これらの届出などは「事業場」ごとに届け出る必要がありますが、「事業場」の労働者数に関係なく届け出なければならないものと、労働者数によって届け出る必要があるものがありますので注意してください。「事業場」とは、会社を「場所別」に捉えるもので「支社」「営業所」等のように組織上、一定程度独立している単位のことを言います。

1 移転や新しく会社を設立するなどにより、労働者を一人でも雇用することになったら届出が必要なもの

- ◆ 適用事業報告(様式第23号の2)
- ◆ 労働保険関係成立届(様式第1号)  
届出には登記簿の写し等、事業場の所在地が確認できるものが必要です。
- ◆ 労働保険概算保険料申告書(様式第6号)

☆新しく雇った労働者に対しては「労働条件通知書」を交付して労働条件を明示してください。賃金は最低賃金額を下回って定めることはできません。(最低賃金額は都道府県別に定められています)。また、「雇い入れ時の健康診断」を実施してください。

2 毎年、届出(報告)が必要なもの

- ◆ 労働保険の年度更新手続  
(毎年6月1日から7月10日までの間に手続きを済ませてください。) 手続きに必要な書類は郵送にてお送りします。
- ◆ 健康診断結果報告書(様式第6号など)  
常時50人以上の労働者を使用する事業場が対象となります。なお、労働者数に関係なく、1年以内に一回、定期健康診断を実施し、結果を本人に通知してください。
- ◆ 心理的な負担の程度を把握するための検査結果報告書(様式第6号の3)  
常時50人以上の労働者を使用する事業者は、1年以内ごとに一回、定期的に当該調査を実施し、結果報告書を提出する必要があります。

3 労働時間についての届出

- ◆ 時間外・休日労働を行うには  
時間外・休日労働に関する協定届(様式第9号、第9号の2など)
- ◆ 変形労働時間制度を採用するには  
1年単位の変形労働時間制に関する協定届(様式第4号)
- ◆ 裁量労働制を採用するには  
企画業務型裁量労働制に関する決議届(様式第13号の2)  
企画業務型裁量労働制に関する報告(様式第13号の4)  
専門業務型裁量労働制に関する協定届(様式第13号)

4 業務上の災害が発生したら  
重大な事故が発生したら、直ちに報告してください

- ◆ 労働者死傷病報告  
〔休業日数1日から3日の場合は様式第24号  
休業日数4日以上の場合は様式第23号〕
- ◆ 休業補償給付支給請求書(様式第8号)  
療養のため労働することができず、賃金を受けられない場合
- ◆ 治療を受けた病院が労災指定病院の場合  
療養補償給付たる療養の給付請求書(様式第5号)を病院に提出
- ◆ 治療を受けた病院が労災指定病院ではなかった場合  
療養補償給付たる療養の費用請求書(様式第7号)を労働基準監督署に提出

5 通勤災害が発生したら

- ◆ 休業給付支給請求書(様式第16号の6)  
療養のため労働することができず、賃金を受けられない場合
- ◆ 治療を受けた病院が労災指定病院の場合  
療養給付たる療養の給付請求書(様式第16号の3)を病院に提出
- ◆ 治療を受けた病院が労災指定病院ではなかった場合  
療養給付たる療養の費用請求書(様式第16号の5)を労働基準監督署に提出

6 10人以上の労働者を使うようになった場合(事業場規模10人以上になったとき)に届出が必要なもの

- ◆ 就業規則(賃金規定など別規定を含む)を作成し、届け出る必要があります
  - ◆ 就業規則の内容を変更したときにも届出が必要となります  
なお、いずれの場合にも労働者代表等の意見書を添付する必要があります。
- ☆安全・衛生推進者を選任し、労働者の健康管理などを担当する責任者をおいでください。

7 50人以上の労働者を使うようになった場合(事業場規模50人以上となったとき)に報告が必要なもの

- ◆ 総括安全衛生管理者  
常時100人以上の労働者を使用する事業場で業種による。
- ◆ 安全管理者選任報告(様式第3号)  
製造業・建設業、運送業、清掃業等の場合選任必要。研修修了証等の写しを添付してください。
- ◆ 衛生管理者選任報告(様式第3号)  
衛生管理者の資格証の写しを添付してください。
- ◆ 産業医選任報告(様式第3号)  
医師免許証、認定産業医の資格証など産業医の資格を有するものであることを証する書面の写しを添付してください。

新宿労働基準監督署の行政運営



新宿労働基準監督署は、新宿区、中野区、杉並区の3区を管轄し、適用事業場は63,588、労働者は930,516人となっています。管内3区の人口は約125万人、面積は約68平方キロメートルで、第三次産業化が進んでおり、全産業に占める割合は約88%に上っています。

新宿区は、新宿駅を中心に大型百貨店や家電量販店等の商業、接客娯楽業が密集する地域と多数の超高層ビルが林立し一大オフィス街を形成しています。中野区、杉並区は、早くから住宅地として発展し、零細な商業的業種が多く、従来あった工場については移転、廃業が進み、その跡地にはマンション等が建築されています。

監督署の組織と主な業務



庁舎案内



**新宿労働基準監督署**  
 〒169-0073  
 東京都新宿区百人町4-4-1 新宿労働総合庁舎  
 TEL: 03-3361-3949 (方面) FAX: 03-3361-6200  
 03-3361-3974 (安衛課)  
 03-3361-4402 (労災課)